

収入の区分

区分	施設名	指定管理者の収入						県及び市の収入	
		指定管理料等			利用料金等			区分	支払者
		区分	支払者	負担割合 (県:市)	区分	支払者	その他の収入		
県施設	交流支援施設	指定管理料	県	100:0	利用料金	利用者	自主事業収入		
	創業支援施設				利用料金	入居者	光熱水費		
	商工団体等施設	指定管理料 (附帯業務分)			使用料	入居団体			
	川越地方庁舎	附帯業務料							
市施設	文化芸術振興施設	指定管理料	市	0:100	利用料金	利用者	提案事業の入場料等		
	市民活動・生涯学習施設				利用料金	利用者	提案事業講座の受講料等		
	男女共同参画推進施設(相談室以外)				利用料金	利用者	提案事業講座の受講料等		
	市民団体支援施設						印刷機等使用の 維持管理費・消耗品費等		
	共通施設	利用料金 (グループロッカー)			利用者	印刷機等使用の 維持管理費・消耗品費等			
	男女共同参画推進施設(相談室のみ)	業務委託料					光熱水費(精算払い)		
	川越市子育て支援センター						光熱水費(精算払い)		
	川越市市民相談室						光熱水費(精算払い)		
	川越市証明センター					市	光熱水費(精算払い)		
	川越市南公民館						光熱水費(精算払い)	使用料	使用者
川越市産業観光コーナー				光熱水費(精算払い)					
喫茶室			光熱水費(精算払い)	使用料	運営団体				
県・市 共用部分 外構	駐車場	指定管理料	県及び市	136:110	利用料金	利用者 1			
	駐輪場				利用料金	利用者			
	交流広場						イベント等での実費徴収可	使用料	行政財産目的 外使用許可を 受けたもの
	共用部分						42.04:57.96		

共通 各施設の利用料金は備品の利用料金を含む

1 来場者駐車場(県104台)の一部を創業支援施設入居者の月極駐車場とすることができる。(15,000円/台・月)

月極駐車場以外の利用料金等の区分割合は、県:市 = 104 - (創業支援施設入居者用台数):104となる。

なお、令和元年7月時点では、月極駐車場として5台分を貸出中であり、区分割合は、県:市 = 99:104である。